

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【条 例】

○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

消防保安課

○ 岡山県部等設置条例の一部を改正する条例

行政改革推進室

○ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

〃

○ 岡山県債権管理条例の一部を改正する条例

財政課

○ 岡山県土保全条例等の一部を改正する条例

中山間・地域振興課

○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

環境企画課  
建築指導課  
国際課

○ 岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

自然環境課

○ 岡山県希少野生動植物保護条例の一部を改正する条例

〃

○ 岡山県立美術館条例及び岡山県立博物館

文化振興課

条例の一部を改正する条例

○ 岡山県保健医療関係手数料徴収条例

教育委員会  
保健福祉課

○ 岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例

〃

○ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

指導監査室  
子ども未来課

○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

子ども家庭課  
指導監査室

○ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

〃

○ 貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例

医療推進課

○ 岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例

生活衛生課

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

子ども未来課

○ 岡山県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

〃

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく

〃

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県農林水産総合センター条例等の一部を改正する等の条例</li> <li>○ 岡山県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県収入証紙条例を廃止する等の条例</li> <li>○ 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> </ul>	<p>目次</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>〃 警察本部</li> <li>〃 教育委員会</li> <li>〃 会計課</li> <li>〃 建築指導課</li> <li>〃 都市計画課</li> <li>〃 道路整備課</li> <li>〃 畜産課</li> <li>〃 農政企画課</li> <li>〃 産業振興課</li> </ul>	<p>担当課（室）</p>
	<p>目次</p> <p>○ 公布した条例の解説 【解 説】</p>
	<p>総務学事課</p> <p>担当課（室）</p>

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第一号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「各市町村」の下に「（岡山市を除く。）」を加え、同項イ中「充てん」を「充填」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岡山県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二号

岡山県部等設置条例の一部を改正する条例

岡山県部等設置条例（昭和二十八年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「保健福祉部」を「保健医療部 子ども・福祉部」に改める。

第二条第三号(六)を削り、同条第五号中「保健福祉部」を「保健医療部」に改め、(三)及び(四)を削り、同条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 子ども・福祉部

- (一) 社会福祉に関する事項
- (二) 社会保障に関する事項
- (三) 青少年の健全育成に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の廃止)

2 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）は、廃止する。  
(手数料に関する経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた申請その他の行為に係る前項の規定による廃止前の岡山県保健福祉関係手数料徴収条例第二条各号に掲げる事務に係る手数料について

ては、なお従前の例による。

(過料に関する経過措置)

4 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料に係る施行日後にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

5 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中二十六の項を削り、二十七の項を二十六の項とし、二十八の項を削り、二十九の項を二十七の項とし、三十の項及び三十一の項を削り、三十二の項を二十八の項とし、三十三の項及び三十四の項を削り、三十五の項を二十九の項とし、三十六の項を三十の項とし、三十七の項から三十九までの項を削り、四十の項を三十一の項とし、四十一の項を三十二の項とし、四十二の項から四十五の項までを削り、同表の四十六の項中「法、」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下この項、四十八の項及び四十九の項において「法」という。)」に改め、同項を同表の三十三の項とし、同表中四十七の項を三十四の項とし、四十八の項から五十の項までを削り、五十一の項を三十五の項とし、五十二の項を三十六の項とし、同項の次に次の十六項を加える。

<p>三十七 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下この項において「法」という。)並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三十四条の十二第二項の規定による届出の受理</p> <p>ロ 法第三十四条の十二第二項の規定による変更の届出の受理</p> <p>ハ 法第三十四条の十二第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理</p> <p>ニ 法第三十四条の十四第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等</p> <p>ホ 法第三十四条の十四第三項の規定による措置の命令</p> <p>ヘ 法第三十四条の十四第四項の規定による事業の制限及び停止の命令</p> <p>ト 法第三十四条の十八第一項の規定による届出の受理</p> <p>チ 法第三十四条の十八第二項の規定による変更の届出の受理</p> <p>リ 法第三十四条の十八第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理</p> <p>ヌ 法第三十四条の十八の二第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等</p> <p>ル 法第三十四条の十八の二第三項の規定による事業の制限及び停止の命令</p> <p>ヲ 法第三十五条第三項の規定による届出の受理(助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設(ワにおいて「助産施設等」という。)に係るものに限る。)</p> <p>ワ 法第三十五条第四項の規定による認可(助産施設等に係るものに限る。)</p> <p>カ 法第三十五条第六項の規定による意見の聴取</p> <p>ヨ 法第三十五条第七項の規定による協議</p> <p>タ 法第三十五条第九項の規定による通知</p> <p>レ 法第三十五条第十一項の規定による廃止及び休止の届出の受理(ヲに規定する届出に係るものに限る。)</p> <p>ソ 法第三十五条第十二項の規定による承認(ワに規定する認可に係るもの</p>	<p>倉敷市(ヲ、ワ及びレからラまでに係るもののうち児童厚生施設に係るものに限る)、法の施行のための条例及び規則に基づくものを除く。 高梁市 新見市 真庭市</p>
--	--

<p>に限る。)</p> <p>ツ 法第四十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等（ヲに規定する届出及びワに規定する認可に係るものに限る。)</p> <p>ネ 法第四十六条第三項の規定による改善の勧告及び命令（ヲに規定する届出及びワに規定する認可に係るものに限る。)</p> <p>ナ 法第四十六条第四項の規定による意見の聴取及び停止の命令（ヲに規定する届出及びワに規定する認可に係るものに限る。)</p> <p>ラ 法第五十八条第一項の規定による認可の取消し（ワに規定する認可に係るものに限る。)</p> <p>ム 法第五十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査等（法第三十条六条、第三十八条、第三十九条及び第四十条に規定する業務を目的とする施設（以下「無認可施設等」という。）に係るものに限る。)</p> <p>ウ 法第五十九条第三項の規定による改善等の勧告（無認可施設等に係るものに限る。)</p> <p>オ 法第五十九条第四項の規定による公表（無認可施設等に係るものに限る。)</p> <p>ノ 法第五十九条第五項の規定による意見の聴取及び停止等の命令（無認可施設等に係るものに限る。)</p> <p>オ 法第五十九条第六項の規定による停止等の命令（無認可施設等に係るものに限る。)</p> <p>ク 法第五十九条第七項の規定による通知</p> <p>ヤ 法第五十九条の二第一項の規定による届出の受理</p> <p>マ 法第五十九条の二第二項の規定による変更並びに廃止及び休止の届出の受理</p> <p>ケ 法第五十九条の二第三項の規定による通知</p> <p>フ 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告の受理</p> <p>コ 法第五十九条の二の五第二項の規定による取りまとめ、通知及び公表</p> <p>三十八 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に基づく事務のうち、同法第二十条第一項の規定による区域の決定（区域数の増減を生じない場合に限る。)</p> <p>三十九 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第二十六条第一項の規定による届出の受理</p> <p>ロ 法第二十六条第二項の規定による変更の届出の受理</p> <p>ハ 法第二十六条第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理</p> <p>ニ 法第二十八条第二項の規定による届出の受理</p> <p>ホ 法第二十八条第四項ただし書の規定による届出の受理</p> <p>ヘ 法第三十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等（イに規定する届出に係るものに限る。)</p> <p>ト 法第三十九条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査等</p> <p>チ 法第四十条の規定による事業の制限及び停止の命令（イに規定する届出に係るものに限る。)</p>	<p>各市（岡山市及び倉敷市を除く。)</p> <p>高梁市 新見市 真庭市</p>
<p>四十 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下この項において「法」という。）、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和二年厚生労働省令第四十四号。以下この項において「省令」</p>	<p>高梁市 新見市 真庭市</p>

<p>という。)並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(知事以外の者が設置する日常生活支援住居施設又は保護施設に係るものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第三十条第一項ただし書の規定による認定</li> <li>ロ 法第四十条第二項の規定による届出の受理</li> <li>ハ 法第四十一条第二項の規定による認可</li> <li>ニ 法第四十一条第四項の規定による条件の付加</li> <li>ホ 法第四十一条第五項の規定による変更の認可</li> <li>ヘ 法第四十二条の規定による認可</li> <li>ト 法第四十三条第一項の規定による指導</li> <li>チ 法第四十四条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等</li> <li>リ 法第四十五条第二項の規定による改善命令等及び認可の取消し</li> <li>ヌ 法第四十五条第四項の規定による公示</li> <li>ル 法第四十六条第二項の規定による届出の受理</li> <li>ヲ 法第四十六条第三項の規定による変更の命令</li> <li>ワ 法第四十八条第三項の規定による指導の制限及び禁止</li> <li>カ 省令第二条第一項の規定による申請の受理</li> <li>ヨ 省令第二条第三項の規定による変更の届出の受理</li> <li>タ 省令第三条第一項の規定による意見の聴取</li> <li>レ 省令第五条第二項の規定による申出の受理及び通知</li> <li>ソ 省令第六条第一項の規定による認定の取消し等</li> <li>ツ 省令第六条第三項の規定による通知</li> <li>ネ 省令第二十四条第一項の規定による報告の徴収等及び指導等</li> <li>ナ 省令第二十四条第二項の規定による報告の徴収</li> </ul>	<p>各市町村(岡山市、倉敷市、高梁市、新見市及び真庭市を除く。)</p>
<p>四十一 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下この項及び次項において「法」という。)並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設(四十四の項及び四十五の項において「地域密着型特定施設」という。)であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第六十二条第一項の規定による社会福祉施設の設置の届出の受理</li> <li>ロ 法第六十三条第一項の規定による社会福祉施設の名称等の変更の届出の受理</li> <li>ハ 法第六十四条の規定による社会福祉事業の廃止の届出の受理</li> <li>ニ 法第七十条の規定による報告の徴収及び検査等</li> <li>ホ 法第七十一条の規定による必要な措置の命令</li> <li>ヘ 法第七十二条第一項の規定による社会福祉事業の経営の制限及び停止の命令</li> </ul> <p>四十二 法並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第六十二条第一項の規定による社会福祉施設の設置の届出の受理</li> <li>ロ 法第六十二条第二項の規定による社会福祉施設の設置の許可</li> <li>ハ 法第六十二条第六項(法第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件の付加</li> </ul>	<p>高梁市 新見市 真庭市</p>

<p>ニ 法第六十三条第一項の規定による社会福祉施設の名称等の変更の届出の受理</p> <p>ホ 法第六十三条第二項の規定による社会福祉施設の設備の規模等の変更の許可</p> <p>ヘ 法第六十四条の規定による社会福祉事業の廃止の届出の受理</p> <p>ト 法第六十七条第一項の規定による第一種社会福祉事業の開始の届出の受理</p> <p>チ 法第六十七条第二項の規定による第一種社会福祉事業の経営の許可</p> <p>リ 法第六十八条の規定による変更及び廃止の届出の受理</p> <p>ヌ 法第六十八条の二の規定による社会福祉住居施設の設置の届出の受理</p> <p>ル 法第六十八条の三の規定による社会福祉住居施設の名称等の変更の届出の受理</p> <p>ヲ 法第六十八条の四の規定による社会福祉事業の廃止の届出の受理</p> <p>ワ 法第六十九条第一項の規定による第二種社会福祉事業の開始の届出の受理</p> <p>カ 法第六十九条第二項の規定による変更及び廃止の届出の受理</p> <p>ヨ 法第七十条の規定による報告の徴収及び検査等</p> <p>タ 法第七十一条の規定による必要な措置の命令</p> <p>レ 法第七十二条第一項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止の命令及び許可の取消し</p> <p>ソ 法第七十二条第二項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止の命令並びに許可及び認可の取消し</p> <p>ツ 法第七十二条第三項の規定による社会福祉事業の経営の制限及び停止の命令</p>	<p>高梁市 新見市 真庭市</p>
<p>四十三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第二十条（法第三十一条の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理</p> <p>ロ 法第二十一条（法第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃止及び休止の届出の受理</p> <p>ハ 法第二十二条第一項（法第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査等</p> <p>ニ 法第二十三条（法第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による事業の制限及び停止の命令</p> <p>ホ 法第三十三条第四項の規定による届出の受理</p>	<p>高梁市 新見市 真庭市</p>
<p>四十四 老人福祉法（以下この項及び次項において「法」という。）並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十五条第四項の規定による養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下この項及び次項において「養護老人ホーム等」という。）の設置の認可</p> <p>ロ 法第十五条の二第二項の規定による養護老人ホーム等の名称等の変更の届出の受理（イに規定する認可に係るものに限る。）</p> <p>ハ 法第十六条第三項の規定による養護老人ホーム等の廃止、休止及び入所定員の減少の時期並びに入所定員の増加の認可</p> <p>ニ 法第十八条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査等（介護保険法</p>	<p>各市町村（岡山市、倉敷市、高梁市、新見市及び真庭市を除く。）（町にあってはイからハまでに係るものについては地域密着型介護老</p>

<p>第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設（以下この項において「地域密着型介護老人福祉施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。）</p> <p>ホ 法第十九条第一項の規定による施設の設備の改善等の命令及び認可の取消し（地域密着型介護老人福祉施設であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。）</p> <p>ヘ 法第十九条第二項の規定による意見の聴取（地域密着型介護老人福祉施設であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。）</p> <p>ト 法第二十九条第一項の規定による有料老人ホームの設置の届出の受理（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）</p> <p>チ 法第二十九条第二項の規定による施設の名称等の変更の届出の受理（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）</p> <p>リ 法第二十九条第三項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）</p> <p>ヌ 法第二十九条第十三項の規定による報告の徴収及び立入検査等（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）</p> <p>ル 法第二十九条第十五項及び第十七項の規定による改善措置の命令及び公示（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）</p> <p>ヲ 法第二十九条第十六項及び第十七項の規定による事業の制限及び停止の命令並びに公示（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）</p> <p>ワ 法第二十九条第十九項の規定による援助（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）</p>	<p>人福祉施設に係るもの（ハ）に係るもののうち入所定員の増加の認可に係るものについては、地域密着型介護老人福祉施設でなくなる場合を除く。）に限る。）</p>
<p>四十五 法並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十四条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理</p> <p>ロ 法第十四条の二の規定による老人居宅生活支援事業の種類の變更の届出の受理</p> <p>ハ 法第十四条の三の規定による老人居宅生活支援事業の廃止及び休止の届出の受理</p> <p>ニ 法第十五条第二項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター（以下この項において「老人デイサービスセンター等」という。）の設置の届出の受理</p> <p>ホ 法第十五条第三項の規定による養護老人ホーム等の設置の届出の受理</p> <p>ヘ 法第十五条第四項の規定による養護老人ホーム等の設置の認可</p> <p>ト 法第十五条の二第一項の規定による老人デイサービスセンター等の名称等の変更の届出の受理</p> <p>チ 法第十五条の二第二項の規定による養護老人ホーム等の名称等の変更の届出の受理</p> <p>リ 法第十六条第一項の規定による老人デイサービスセンター等の廃止及び休止の届出の受理</p> <p>ヌ 法第十六条第二項の規定による養護老人ホーム等の廃止、休止及び入所定員の減少並びに増加の届出の受理</p> <p>ル 法第十六条第三項の規定による養護老人ホーム等の廃止、休止及び入所</p>	<p>高梁市 新見市 真庭市</p>

<p>定員の減少の時期並びに入所定員の増加の認可</p> <p>ヲ 法第十八条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等（イ及びニに規定する届出に係るものに限る。）</p> <p>ワ 法第十八条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査等（ホに規定する届出及びへに規定する認可に係るものに限る。）</p> <p>カ 法第十八条の二第一項の規定による改善措置の命令（イに規定する届出に係るものに限る。）</p> <p>ヨ 法第十八条の二第二項の規定による事業の制限及び停止の命令（イ及びニに規定する届出に係るものに限る。）</p> <p>タ 法第十八条の二第三項の規定による意見の聴取</p> <p>レ 法第十九条第一項の規定による施設の設備の改善等の命令及び認可の取消し（ホに規定する届出及びへに規定する認可に係るものに限る。）</p> <p>ソ 法第十九条第二項の規定による意見の聴取</p> <p>ツ 法第二十九条第一項の規定による有料老人ホームの設置の届出の受理（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限る。）</p> <p>ネ 法第二十九条第二項の規定による施設の名称等の変更の届出の受理（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限る。）</p> <p>ナ 法第二十九条第三項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限る。）</p> <p>ラ 法第二十九条第十三項の規定による報告の徴収及び立入検査等（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限る。）</p> <p>ム 法第二十九条第十五項及び第十七項の規定による改善措置の命令及び公示（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限るものに限る。）</p> <p>ウ 法第二十九条第十六項及び第十七項の規定による事業の制限及び停止の命令並びに公示（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限るものに限る。）</p> <p>キ 法第二十九条第十九項の規定による援助（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限るものに限る。）</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>
<p>四十六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号。以下この項において「法」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第七条の規定による健康診断の実施</p> <p>ロ 法第八条の規定による健康診断に関する記録の作成及び保存</p> <p>ハ 法第九条の規定による健康診断を受けた者に対する必要な指導の実施</p> <p>ニ 省令第七条第三項の規定による被爆者健康手帳の訂正（県内での居住地の変更に係るものに限る。）</p> <p>ホ 省令第三十六条の規定による医療特別手当証書の訂正（県内での居住地の変更に係るものに限る。）</p> <p>ヘ 省令第四十六条において準用する省令第三十六条の規定による特別手当証書の訂正（県内での居住地の変更に係るものに限る。）</p> <p>ト 省令第五十条において準用する省令第三十六条の規定による原子爆弾小頭症手当証書の訂正（県内での居住地の変更に係るものに限る。）</p> <p>チ 省令第五十四条において準用する省令第三十六条の規定による健康管理</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>

<p>(28) 法第八十六条第三項（法第八十六条の二第四項において準用する場合を指定</p> <p>(27) 法第八十六条第一項の規定による法第四十八条第一項第一号に規定する</p> <p>(26) 法第七十八条の規定による公示</p> <p>(25) 法第七十七条第二項の規定による通知の受理</p> <p>(24) 法第七十七条第一項の規定による指定の取消し等</p> <p>(23) 法第七十六条の二第五項の規定による通知の受理</p> <p>(22) 法第七十六条の二第四項の規定による公示</p> <p>(21) 法第七十六条の二第三項の規定による必要な措置の命令</p> <p>(20) 法第七十六条の二第二項の規定による公表</p> <p>(19) 法第七十六条の二第一項の規定による必要な措置の勧告</p> <p>(18) 法第七十六条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等</p> <p>(17) 法第七十五条第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理</p> <p>(16) 法第七十五条第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理</p> <p>(15) 法第七十二条第一項ただし書の規定による別段の申出の受理</p> <p>(14) 法第七十一条第一項ただし書の規定による別段の申出の受理</p> <p>(13) 法第七十条の三第一項の規定による指定の変更</p> <p>(12) 法第七十条の二第二項の規定による指定の更新</p> <p>(11) 法第七十条の二第一項の規定による指定の拒否及び条件の付加</p> <p>(10) 法第七十条第十項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による協議</p> <p>(9) 法第七十条第九項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加</p> <p>(8) 法第七十条第八項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</p> <p>(7) 法第七十条第七項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知</p> <p>(6) 法第七十条第六項（法第七十条の二第四項及び第七十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取</p> <p>(5) 法第七十条第一項の規定による法第四十一条第一項本文に規定する指定</p> <p>(4) 法第二十四条の三第四項の規定による公示</p> <p>(3) 法第二十四条の三第一項の規定による指定都道府県事務受託法人への委託（(1)及び(2)に係るものに限る。）</p> <p>(2) 法第二十四条第二項の規定による報告の命令及び質問</p> <p>(1) 法第二十四条第一項の規定による報告等の命令及び質問</p> <p>四十七 介護保険法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>又 省令附則第五条第一項において準用する省令第七条第三項の規定による第一種健康診断受診者証及び第二種健康診断受診者証の訂正（県内での居住地の変更に係るものに限る。）</p>	<p>手当証書の訂正（県内での居住地の変更に係るものに限る。）</p> <p>り 省令第六十三条第一項において準用する省令第三十六条の規定による保健手当証書の訂正（県内での居住地の変更に係るものに限る。）</p>	<p>新見市</p>
---	--	------------

- 含む。の規定による通知及び意見の聴取
- (29) 法第八十六条の二第二項の規定による指定の更新
- (30) 法第八十九条の規定による開設者の住所等の変更の届出の受理
- (31) 法第九十条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (32) 法第九十一条の規定による指定の辞退の受理
- (33) 法第九十一条の二第一項の規定による必要な措置の勧告
- (34) 法第九十一条の二第二項の規定による公表
- (35) 法第九十一条の二第三項の規定による必要な措置の命令
- (36) 法第九十一条の二第四項の規定による公示
- (37) 法第九十一条の二第五項の規定による通知の受理
- (38) 法第九十二条第一項の規定による指定の取消し等
- (39) 法第九十二条第二項の規定による通知の受理
- (40) 法第九十三条の規定による公示
- (41) 法第九十四条第一項の規定による開設の許可
- (42) 法第九十四条第二項の規定による入所定員等の変更の許可
- (43) 法第九十四条第六項（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取
- (44) 法第九十四条の二第一項の規定による開設の許可の更新
- (45) 法第九十五条第一項の規定による承認
- (46) 法第九十五条第二項の規定による承認
- (47) 法第九十八条第一項第四号の規定による許可
- (48) 法第九十九条第一項の規定による開設者の住所等の変更及び施設の再開の届出の受理
- (49) 法第九十九条第二項の規定による施設の廃止及び休止の届出の受理
- (50) 法第一百条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (51) 法第一百条第三項の規定による通知の受理
- (52) 法第一百一条の規定による使用の制限等
- (53) 法第一百二条第一項の規定による管理者の変更の命令
- (54) 法第一百三条第一項の規定による必要な措置の勧告
- (55) 法第一百三条第二項の規定による公表
- (56) 法第一百三条第三項の規定による必要な措置の命令及び業務の停止の命令
- (57) 法第一百三条第四項の規定による公示
- (58) 法第一百三条第五項の規定による通知の受理
- (59) 法第一百四条第一項の規定による許可の取消し等
- (60) 法第一百四条第二項の規定による通知の受理
- (61) 法第一百四条の二の規定による公示
- (62) 法第一百五條において準用する医療法第九条第二項の規定による届出の受理
- (63) 法第一百五條において準用する医療法第十五条第三項の規定による届出の受理
- (64) 法第一百五條において準用する医療法第三十条の規定による弁明の機会の付与
- (65) 法第一百七条第一項の規定による開設の許可
- (66) 法第一百七条第二項の規定による入所定員等の変更の許可
- (67) 法第一百七条第六項（法第一百八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取

- (68) 法第百八条第一項の規定による開設の許可の更新
- (69) 法第百九条第一項の規定による承認
- (70) 法第百九条第二項の規定による承認
- (71) 法第百十二条第一項第四号の規定による許可
- (72) 法第百十三条第一項の規定による開設者の住所等の変更及び施設の再開の届出の受理
- (73) 法第百十三条第二項の規定による施設の廃止及び休止の届出の受理
- (74) 法第百十四条の二第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (75) 法第百十四条の二第三項の規定による通知の受理
- (76) 法第百十四条の三の規定による使用の制限等
- (77) 法第百十四条の四第一項の規定による管理者の変更の命令
- (78) 法第百十四条の五第一項の規定による必要な措置の勧告
- (79) 法第百十四条の五第二項の規定による公表
- (80) 法第百十四条の五第三項の規定による必要な措置の命令及び業務の停止の命令
- (81) 法第百十四条の五第四項の規定による公示
- (82) 法第百十四条の五第五項の規定による通知の受理
- (83) 法第百十四条の六第一項の規定による許可の取消し等
- (84) 法第百十四条の六第二項の規定による通知の受理
- (85) 法第百十四条の七の規定による公示
- (86) 法第百十四条の八において準用する医療法第九条第二項の規定による届出の受理
- (87) 法第百十四条の八において準用する医療法第十五条第三項の規定による届出の受理
- (88) 法第百十四条の八において準用する医療法第三十条の規定による弁明の機会の付与
- (89) 法第百十五条の二第一項の規定による法第五十三条第一項本文に規定する指定
- (90) 法第百十五条の二第四項の規定による通知
- (91) 法第百十五条の二第五項の規定による意見の聴取
- (92) 法第百十五条の二第六項の規定による条件の付加
- (93) 法第百十五条の五第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理
- (94) 法第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理
- (95) 法第百十五条の七第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (96) 法第百十五条の八第一項の規定による必要な措置の勧告
- (97) 法第百十五条の八第二項の規定による公表
- (98) 法第百十五条の八第三項の規定による必要な措置の命令
- (99) 法第百十五条の八第四項の規定による公示
- (100) 法第百十五条の八第五項の規定による通知の受理
- (101) 法第百十五条の九第一項の規定による指定の取消し等
- (102) 法第百十五条の九第二項の規定による通知の受理
- (103) 法第百十五条の十の規定による公示
- (104) 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定による指定の更新
- (105) 法第百十五条の十一において準用する法第七十一条第一項ただし書及び

(106) 第七十二条第一項ただし書の規定による別段の申出の受理  
 法第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消し等

四十八 法並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲

げるもの（岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び岡山県健康の森学園  
 障害者支援施設に係るものを除く。）

新見市

- イ 法第十一条第一項の規定による報告等の命令及び質問
- ロ 法第十一条第二項の規定による報告等の命令及び質問
- ハ 法第三十六条第一項の規定による法第二十九条第一項に規定する指定
- ニ 法第三十七条第一項の規定による指定の変更
- ホ 法第三十八条第一項の規定による法第二十九条第一項に規定する指定
- ヘ 法第三十九条第一項の規定による指定の変更
- ト 法第四十一条第一項の規定による指定の更新
- チ 法第四十六条第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開  
 の届出の受理
- リ 法第四十六条第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理
- ヌ 法第四十六条第三項の規定による設置者の住所等の変更の届出の受理
- ル 法第四十七条の規定による指定の辞退の受理
- ヲ 法第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規  
 定による報告の命令及び立入検査等
- ワ 法第四十九条第一項及び第二項の規定による必要な措置の勧告
- カ 法第四十九条第三項の規定による公表
- ヨ 法第四十九条第四項の規定による必要な措置の命令
- タ 法第四十九条第五項の規定による公示
- レ 法第四十九条第六項の規定による通知の受理
- ソ 法第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定  
 による指定の取消し等
- ツ 法第五十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定  
 による通知の受理
- ネ 法第五十一条の規定による公示
- ナ 法第五十一条の十九第一項の規定による法第五十一条の十四第一項に規  
 定する指定
- ラ 法第五十一条の二十一第一項の規定による指定の更新（ナに規定する指  
 定に係るものに限る。）
- ム 法第五十一条の二十五第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事  
 業の再開の届出の受理
- ウ 法第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の  
 受理
- キ 法第五十一条の二十七第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- ク 法第五十一条の二十八第一項の規定による必要な措置の勧告
- コ 法第五十一条の二十八第三項の規定による公表
- ケ 法第五十一条の二十八第四項の規定による必要な措置の命令
- カ 法第五十一条の二十八第五項の規定による公示
- マ 法第五十一条の二十八第六項の規定による通知の受理
- ケ 法第五十一条の二十九第一項の規定による指定の取消し等
- フ 法第五十一条の二十九第三項の規定による通知の受理

<p>コ 法第五十一条の三十第一項の規定による公示</p>	<p>高梁市 新見市 真庭市</p>
<p>四十九 法並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第七十九条第二項の規定による届出の受理</p> <p>ロ 法第七十九条第三項の規定による変更の届出の受理</p> <p>ハ 法第七十九条第四項の規定による廃止及び休止の届出の受理</p> <p>ニ 法第八十一条第一項の規定による報告の徴収等及び立入検査等（イに規定する届出に係るものに限る。）</p> <p>ホ 法第八十二条第一項の規定による事業の制限及び停止の命令（イに規定する届出に係るものに限る。）</p> <p>ヘ 法第八十二条第二項の規定による改善並びに事業の停止及び廃止の命令（イに規定する届出に係るものに限る。）</p> <p>ト 法第八十三条第三項の規定による届出の受理</p> <p>チ 法第八十五条第一項の規定による報告の徴収等及び立入検査等</p> <p>リ 法第八十六条第一項の規定による事業の停止及び廃止の命令</p>	<p>岡山市 倉敷市 高梁市 新見市 真庭市</p>
<p>五十 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）に基づく事務のうち、同令第二条第二項の規定による意見書の作成（お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第二項第一号に規定する事業を行うおとする団体に係るものに限る。）</p> <p>五十一 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）に基づく事務のうち、同令第十条の七の三第一項第四号の規定による証明</p>	<p>岡山市 倉敷市 高梁市 新見市 真庭市</p>
<p>五十二 削除</p>	<p>岡山市 倉敷市 高梁市 新見市 真庭市</p>
<p>別表第二中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項から二十一の項までを一項ずつ繰り上げ、二十二の項及び二十二の二の項を削り、二十三の項を二十一の項とし、二十四の項から二十六の項までを二項ずつ繰り上げ、二十七の項を削り、二十八の項を二十五の項とし、二十九の項を二十六の項とし、三十の項を削り、三十一の項を二十七の項とし、同項の次に次の五項を加える。</p>	
<p>二十八 児童福祉法の施行のための規則に基づく事務</p> <p>二十九 母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）及び同法の施行のための規則に基づく事務</p>	<p>各市（岡山市を除く。） 各市町村（岡山市及び倉敷市を除く。）</p>
<p>三十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）に基づく事務</p>	<p>各町村（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を設置する町村を除く。）</p>
<p>三十の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）及び原子爆弾被爆者</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>

に對する援護に關する法律施行規則に基づく事務	
三十一 岡山県福祉のまちづくり条例に基づく事務	
	各市町村(倉敷市及び津山市を除く。)

6 岡山県いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例(平成二十六年岡山県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「県民生活部」を「子ども・福祉部」に改める。

7 岡山県社会福祉審議会条例(平成十四年岡山県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「保健福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。

8 岡山県がん登録審議会条例(平成二十七年岡山県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「保健福祉部」を「保健医療部」に改める。

9 岡山県精神保健福祉審議会条例(昭和四十年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「保健福祉部」を「保健医療部」に改める。

10 岡山県生活衛生適正化審議会条例(平成十二年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「保健福祉部」を「保健医療部」に改める。

11 岡山県公害健康被害認定審査会条例(昭和五十年岡山県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「保健福祉部」を「保健医療部」に改める。

12 岡山県子ども・子育て会議条例(平成二十五年岡山県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「保健福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。

13 岡山県障害者施策推進審議会条例(昭和四十六年岡山県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「保健福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。

14 岡山県国民健康保険運営協議会条例(平成二十八年岡山県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「保健福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三号

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三、七一五人」を「三、七四〇人」に改め、同条第三号中「七人」を「六人」に改め、同条第五号中「三五一人」を「三五四人」に改め、同条第六号中「二人」を「三人」に改め、同条第十号中「五、〇四二人」を「四、九八八人」に、「二、六八八人」を「二、六七三人」に、「三、三二五人」を「三、二九二人」に、「一、三三六〇人」を「一、三八二人」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日において、現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超える職員の数については、令和六年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることができるとができる。

岡山県債権管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四号

岡山県債権管理条例の一部を改正する条例

岡山県債権管理条例（平成二十五年岡山県条例第十二号）の一部を次のように改正する。  
第十三条中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五号

岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例

（岡山県県土保全条例の一部改正）

第一条 岡山県県土保全条例（昭和四十八年岡山県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第三条の宅地造成工事規制区域」を「第十条第一項の宅地造成等工事規制区域」に改め、「関する工事」の下に「及び同条第三号に規定する特定盛土等に関する工事並びに同法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域内において行う同法第二条第三号に規定する特定盛土等に関する工事」を加え、同項第三号中「指定土地」を「規定により指定された土地」に改め、同項第四号及び第五号中「第三条」

を「第三条第一項」に改め、同項第八号中「第五条」を「第五条第一項」に、「第十条の二」を「第十条の二第一項」に改める。

(墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正)

第二条 墓地等の経営の許可等に関する条例(昭和六十二年岡山県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第三条の宅地造成工事規制区域」を「第十条第一項の宅地造成等工事規制区域」に改め、「関する工事」の下に「及び同条第三号に規定する特定盛土等に関する工事並びに同法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域内において行う同法第二条第三号に規定する特定盛土等に関する工事」を加え、同項第三号中「第五条」を「第五条第一項」に、「第十条の二」を「第十条の二第一項」に改める。

(建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第三条 建築物等の制限に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し、同条第一項並びに同条第二項第一号及び第二号中「がけ」を「崖」に改め、同項第三号中「がけ」を「崖」に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第十三条第二項」を「第十七条第二項又は第三十六条第二項」に改め、同項第四号中「がけ」を「崖」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第四条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十二の項を次のように改める。

七十二 削除

(岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第五条 岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第六十七号及び第六十八号を削り、第六十九号を第六十七号とし、第七十号から第八十七号までを二号ずつ繰り上げ、第八十七号の二を第八十六号とし、第八十七号の三を第八十七号とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。  
(岡山県県土保全条例の一部改正に伴う経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下「一部改正法」という。)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制及

び同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の規制に係る工事に対する第一条の規定による改正前の岡山県土保全条例第十五条第一項第二号の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同号中「宅地造成等規制法」とあるのは、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」とする。

（墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 一部改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制及び同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の規制に係る工事である墓地の造成に関する工事に対する第二条の規定による改正前の墓地等の経営の許可等に関する条例第二十二条第一項第二号の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同号中「宅地造成等規制法」とあるのは、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」とする。

（建築物等の制限に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 一部改正法による改正前の宅地造成等規制法第十三条第二項に規定する検査済証の交付があった場合又は一部改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制及び同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の規制に係る工事に係る一部改正法による改正前の宅地造成等規制法第十三条第二項に規定する検査済証の交付があった場合における第三条の規定による改正前の建築物等の制限に関する条例第三条第二項第三号の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同号中「宅地造成等規制法」とあるのは、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」とする。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 一部改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制及び同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の規制に係る事務についての第四条の規定による改正前の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の七十二の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「宅地造成等規制法」とあるのは、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」とする。

（岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

6 一部改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制及び同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の規制に係る工事についての第五条の規定による改正前の岡山県土木関係手数料徴収条例第二条第一

項第六十七号及び第六十八号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「宅地造成等規制法」とあるのは、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」とする。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第六号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項ハ中「人違いでない」を「本人である」に改め、同項中ルをヲとし、ヌをルとし、同項リ中「人違いでない」を「本人である」に改め、同リを同項ヌとし、同項中チをリとし、トを削り、ヘをチとし、ホをトとし、同項ニ中「、」を「及び」に改め、「及び第十二条第三項」を削り、同ニを同項ホとし、同ホの次に次のように加える。

― へ 法第八条第二項の規定による返納すべき現有旅券の受理

別表第一の七の項ハの次に次のように加える。

― ニ 法第三条第五項の規定による現有旅券の確認

（岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部改正）

第二条 岡山県県民生活関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

― 第一条中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

― 第二条第五号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を、「八千円」の下に「。ただし、旅券法第二十条第二項の適用を受ける場合にあつては、四千円（早期に一般旅券の発給を受ける必要がある者にあつては、一万円）」を加える。

― 第二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

― 第三条中「第八号」を「第七号」に、「から第七号まで」を「及び第六号」に、「同条第九号」を「同条第八号」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、第二条の規定による改正前の岡山県県民生活関係手数料徴収条例第二条第七号に掲げる者が行った申請に係る手数料については、改正前の同条例の規定は、なおその効力を有する。

岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第七号

岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県環境文化関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十二万六千五百五十円」を「十二万三千五百四十円」に改め、同条第四号中「ゆう出路」を「湧出路」に、「十一万六千六百円」を「十一万三千三百四十円」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岡山県希少野生動植物保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第八号

岡山県希少野生動植物保護条例の一部を改正する条例

岡山県希少野生動植物保護条例(平成十五年岡山県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。  
第二条第二項中「及び」を「(同条第六項の特定第二種国内希少野生動植物種を除く。)及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県立美術館条例及び岡山県立博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第九号

岡山県立美術館条例及び岡山県立博物館条例の一部を改正する条例

(岡山県立美術館条例の一部改正)

第一条 岡山県立美術館条例（昭和六十三年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。  
第十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により納付を委託したときは、この限りでない。

（岡山県立博物館条例の一部改正）

第二条 岡山県立博物館条例（昭和四十六年岡山県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「は前納とし、その額は」を「の額は、」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 入館料及び施設使用料は、前納とする。ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により納付を委託したときは、この限りでない。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岡山県保健医療関係手数料徴収条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十号

岡山県保健医療関係手数料徴収条例

（趣旨）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定により、保健医療部の分掌する事務に係る手数料の徴収については、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（手数料の徴収）

第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号の規定による食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査 十五万三千三百六十円

二 食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定による講習会の登録の申請に対する審査 九万七千二百円

三 食品衛生法第五十五条第一項の規定による営業の許可の申請に対する審査 次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 飲食店営業 一万七千円。ただし、臨時的な営業の場合にあつては、八千五百円  
ロ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 七千

円

- ハ 食肉販売業 一万五百円。ただし、臨時的な営業の場合にあつては、五千二百五十円
- ニ 魚介類販売業 一万五百円。ただし、臨時的な営業の場合にあつては、五千二百五十円
- ホ 魚介類競り売り営業 二万三千円
- ヘ 集乳業 一万七千円
- ト 乳処理業 二万三千円
- チ 特別牛乳搾取処理業 二万三千円
- リ 食肉処理業 二万三千円
- ヌ 食品の放射線照射業 二万三千円
- ル 菓子製造業 一万七千円。ただし、臨時的な営業の場合にあつては、八千五百円
- ヲ アイスクリーム類製造業 一万七千円
- ワ 乳製品製造業 二万三千円
- カ 清涼飲料水製造業 二万三千円
- ヨ 食肉製品製造業 二万三千円
- タ 水産製品製造業 一万七千円
- レ 氷雪製造業 二万三千円
- ソ 液卵製造業 二万三千円
- ツ 食用油脂製造業 二万三千円
- ネ みそ又はしょうゆ製造業 一万七千円
- ナ 酒類製造業 一万七千円
- ラ 豆腐製造業 一万七千円
- ム 納豆製造業 一万七千円
- ウ 麺類製造業 一万七千円
- キ そうざい製造業 二万三千円
- ノ 複合型そうざい製造業 三万四千五百円
- オ 冷凍食品製造業 二万三千円
- ク 複合型冷凍食品製造業 三万四千五百円
- ヤ 漬物製造業 一万七千円
- マ 密封包装食品製造業 二万三千円
- ケ 食品の小分け業 一万七千円
- フ 添加物製造業 二万三千円
- 四 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の二の規定による理容所の構造設備の  
検査 一万六千八百五十円
- 五 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許の申請  
に対する審査 五千七百円

- 六 栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）第三条第一項及び第五条第一項の規定による栄養士名簿の訂正及び栄養士免許証の書換え交付 三千二百六十円
- 七 栄養士法施行令第六条第一項の規定による栄養士免許証の再交付 三千七百円
- 八 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の規定による大麻取扱者免許の申請に対する審査 六千九百八十円
- 九 大麻取締法第十条第五項の規定による大麻取扱者名簿の登録事項の変更 三千三百二十円
- 十 大麻取締法第十条第六項の規定による大麻取扱者免許証の再交付 三千三百二十円
- 十一 興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）第二条第一項の規定による興行場の営業の許可の申請に対する審査 二万三千八十円。ただし、季節的又は一時的に仮設する興行場に係るものにあつては、七千三百五十円
- 十二 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項の規定による旅館業の許可の申請に対する審査 次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 旅館・ホテル営業 二万三千八十円
  - ロ 簡易宿所営業 一万五千八十円
  - ハ 下宿営業 一万五千八十円
- 十三 旅館業法第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 七千五百円
- 十四 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）第二条第一項の規定による浴場業の許可の申請に対する審査 二万三千八十円。ただし、仮設又は臨時の公衆浴場に係るものにあつては、七千四百円
- 十五 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第三条第一項（同法第八条において準用する場合を含む。）の規定による化製場、死亡獣畜取扱場等の設置の許可の申請に対する審査 次に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 化製場 二万五千九百円
  - ロ 死亡獣畜取扱場 一万六千五百円
  - ハ 化製場等に関する法律第八条に規定する施設 一万六千五百円
- 十六 化製場等に関する法律第九条第一項の規定による動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査 一件につき（一個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件につき）八千七百円
- 十七 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第八条の規定による准看護師の免許の申請に対する審査 五千六百六十円
- 十八 保健師助産師看護師法第十五条の二第二項の規定による准看護師再教育研修の実施 次に掲げる研修の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 保健師助産師看護師法第十四条第二項第一号に掲げる処分を受けた准看護師に対する准看護師再教育研修 四万八千四百八十円

- ロ 保健師助産師看護師法第十四条第二項第二号に掲げる処分を受けた准看護師又は同条第三項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者に対する准看護師再教育研修 八万九千五百円
- 十九 保健師助産師看護師法第十五条の二第四項の規定による准看護師再教育研修を修了した旨の登録の申請に対する審査 五千六百八十円
- 二十 保健師助産師看護師法第十八条の規定による准看護師試験の実施 六千九百円
- 二十一 保健師助産師看護師法第五十二条第一項に規定する助産婦名簿登録者に対する助産婦名簿の謄本の交付 四千四百円
- 二十二 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第六条第二項の規定による准看護師免許証の書換交付 三千五百十円
- 二十三 保健師助産師看護師法施行令第七条第二項の規定による准看護師免許証の再交付 四千二百二十円
- 二十四 保健師助産師看護師法施行令附則第二項において準用する同令第六条第二項の規定による保健婦免状、看護婦免状又は看護人免状の書換交付 三千五百円
- 二十五 保健師助産師看護師法施行令附則第二項において準用する同令第七条第二項の規定による保健婦免状、看護婦免状又は看護人免状の再交付 四千二百円
- 二十六 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第三十条第一項の規定による准看護師試験の合格証明書の交付 三千円
- 二十七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の規定による病院、診療所又は助産所の開設の許可の申請に対する審査 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 病院 四万二千円
  - ロ 診療所 一万九千円
  - ハ 助産所 一万二千円
- 二十八 医療法第二十七条の規定による病院、診療所又は助産所の構造設備の検査 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 病院 四万四千二百十円。ただし、実地の検査を行わない場合にあつては、一万九千二百円
  - ロ 診療所 二万二千二百十円。ただし、実地の検査を行わない場合にあつては、一万百円
  - ハ 助産所 一万七千十円。ただし、実地の検査を行わない場合にあつては、八千三十円
- 二十九 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第十九条第一項の規定による死体の保存の許可の申請に対する審査 三千五百円
- 三十 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第五条の二の規定によるクリーニング所の構造設備の検査 一万六千八百五十円
- 三十一 クリーニング業法第六条の規定によるクリーニング師の免許 五千七百円
- 三十二 クリーニング業法第七条第一項の規定によるクリーニング師試験の実施 九千二百十円
- 三十三 クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）第一条第二項の規定による

- クリーニング師免許証の訂正 三千円
- 三十四 クリーニング業法施行令第一条第三項の規定によるクリーニング師免許証の再交付 三千五百円
- 三十五 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条第一項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査 一万五千八十円
- 三十六 毒物及び劇物取締法第四条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査 四万三千三百二十円
- 三十七 毒物及び劇物取締法第四条第三項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査 六千七百二十円
- 三十八 毒物及び劇物取締法第四条第三項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査 一万三千七百二十円
- 三十九 毒物及び劇物取締法第八条第一項第三号の規定による毒物劇物取扱者試験の実施 一万千円
- 四十 毒物及び劇物取締法第九条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査 六千四百六十円
- 四十一 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十五条の規定による登録票の書換え交付 二千四百十円
- 四十二 毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の規定による登録票の再交付 四千二十円
- 四十三 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三条第一項の規定による覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定の申請に対する審査 四千二十円
- 四十四 覚醒剤取締法第四条第一項（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定の申請に係る経由 一万七千六百円
- 四十五 覚醒剤取締法第十一条第一項（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付 二千八百二十円
- 四十六 覚醒剤取締法第十一条第一項（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由 二千九百円
- 四十七 覚醒剤取締法第三十条の二の規定による覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定の申請に対する審査 次に掲げる指定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 覚醒剤原料取扱者の指定 一万千八百八十円
- ロ 覚醒剤原料研究者の指定 四千二十円
- 四十八 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許の申請に対する審査 次に掲げる免許の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 麻薬卸売業者の免許 一万四千九百八十円
- ロ 麻薬小売業者の免許 四千二十円
- ハ 麻薬施用者の免許 四千二十円
- ニ 麻薬管理者の免許 四千二十円
- ホ 麻薬研究者の免許 四千二十円
- 四十九 麻薬及び向精神薬取締法第十条第一項（同法第五十条の四又は第五十条の七において準用する場合を含む。）の規定による麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付 二千八百二十円
- 五十 麻薬及び向精神薬取締法第五十条第一項の規定による向精神薬卸売業者等の免許の申請に対する審査 次に掲げる免許の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 向精神薬卸売業者の免許 一万四千九百八十円
  - ロ 向精神薬小売業者の免許 四千二十円
- 五十一 麻薬及び向精神薬取締法第五十条の五第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に対する審査 四千二十円
- 五十二 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第四条第二項の規定によると畜場の設置の許可の申請に対する審査 次に掲げると畜場の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 一般と畜場 二万二千四百五十円
  - ロ 簡易と畜場 一万八十円
- 五十三 と畜場法第十四条第一項から第五項までの規定による獣畜のとさつ又は解体の検査 次に掲げる検査対象の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 牛（口に掲げるものを除く。） 七百六十円
  - ロ 生体重六十キログラム以内の子牛 百五十円
  - ハ 馬 七百六十円
  - ニ 豚 三百五十円
  - ホ めん羊又は山羊（へに掲げるものを除く。） 百五十円
  - ヘ 生体重二十キログラム以内のめん羊又は山羊 七十円
- 五十四 美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十二条の規定による美容所の構造設備の検査 一万六千八百五十円
- 五十五 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項の規定による衛生検査所の登録の申請に対する審査 八万四千四百八十円
- 五十六 臨床検査技師等に関する法律第二十条の四第一項の規定による衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査 六万四千四百六十円
- 五十七 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十八条第一項の規定による衛生検査所の登録証明書の書換え交付 八千三百円

五十八 臨床検査技師等に関する法律施行規則第十九条第一項の規定による衛生検査所の登録証明書の再交付 八千三百円

五十九 調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の規定による調理師の免許の申請に対する審査 五千七百元

六十 調理師法第三条の二第一項の規定による調理師試験の実施 六千四百円

六十一 調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三十三号）第十三条第一項の規定による調理師免許証の書換交付 三千二百二十円

六十二 調理師法施行令第十四条第一項の規定による調理師免許証の再交付 三千七百元

六十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第四条第一項の規定による薬局の開設の許可の申請に対する審査 二万九千九百八十円

六十四 医薬品医療機器等法第四条第四項の規定による薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査 一万二千八十円

六十五 医薬品医療機器等法第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定の申請に対する審査 一万千円

六十六 医薬品医療機器等法第六条の二第四項の規定による地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査 一万千円

六十七 医薬品医療機器等法第六条の三第一項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査 一万千円

六十八 医薬品医療機器等法第六条の三第五項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査 一万千円

六十九 医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定による医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査 二万九千九百八十円

七十 医薬品医療機器等法第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 一万二千八十円

七十一 医薬品医療機器等法第三十三条第一項の規定による医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付、書換え交付又は再交付 次に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 身分証明書の交付 七千三百二十円

ロ 身分証明書の書換え交付 二千二百二十円

ハ 身分証明書の再交付 二千九百五十円

七十二 医薬品医療機器等法第三十六条の八第一項の規定による一般用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の販売又は授与に必要な資質を有することの確認のための試験の実施 一万五千円

- 七十三 医薬品医療機器等法第三十六条の八第二項の規定による医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録の申請に対する審査 七千二百六十円
- 七十四 医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の販売業及び貸与業の許可の申請に対する審査 二万九千九百八十円
- 七十五 医薬品医療機器等法第三十九条第六項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新の申請に対する審査 一万二千六十円
- 七十六 医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定による再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査 二万九千九百八十円
- 七十七 医薬品医療機器等法第四十条の五第六項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 一万二千七十円
- 七十八 薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第七条第一項後段の規定による登録の申請に対する審査 七千二百六十円
- 七十九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第二条の三第一項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付 二千二百二十円
- 八十 医薬品医療機器等法施行令第二条の四第一項の規定による薬局開設の許可証の再交付 二千九百五十円
- 八十一 医薬品医療機器等法施行令第二条の八第一項の規定による地域連携薬局等の認定証の書換え交付 二千二百二十円
- 八十二 医薬品医療機器等法施行令第二条の九第一項の規定による地域連携薬局等の認定証の再交付 二千九百二十円
- 八十三 医薬品医療機器等法施行令第五条第一項の規定による医薬品、医薬部外品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）又は化粧品（以下「医薬品等」という。）の製造販売業の許可証の書換え交付 二千五百五十円
- 八十四 医薬品医療機器等法施行令第六条第一項の規定による医薬品等の製造販売業の許可証の再交付 二千九百五十円
- 八十五 医薬品医療機器等法施行令第十二条第一項の規定による医薬品等の製造業の許可証の書換え交付 二千二百二十円
- 八十六 医薬品医療機器等法施行令第十三条第一項の規定による医薬品等の製造業の許可証の再交付 二千九百五十円
- 八十七 医薬品医療機器等法施行令第十六条の四第一項の規定による医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付 二千二百二十円
- 八十八 医薬品医療機器等法施行令第十六条の五第一項の規定による医薬品等の製造工程のうち保

管のみを行う製造所に係る登録証の再交付 二千九百二十円

八十九 医薬品医療機器等法施行令第二十六条の四第一項の規定による基準確認証の書換え交付  
二千九百二十円

九十 医薬品医療機器等法施行令第二十六条の五第一項の規定による基準確認証の再交付 二千九百二十円

九十一 医薬品医療機器等法施行令第三十七条の二第一項の規定による医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）又は体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の製造販売業の許可証の書換え交付 二千九百七十円

九十二 医薬品医療機器等法施行令第三十七条の三第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付 二千九百七十円

九十三 医薬品医療機器等法施行令第三十七条の九第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付 二千九百七十円

九十四 医薬品医療機器等法施行令第三十七条の十第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付 二千九百七十円

九十五 医薬品医療機器等法施行令第四十三条の四第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付 二千九百七十円

九十六 医薬品医療機器等法施行令第四十三条の五第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付 二千九百七十円

九十七 医薬品医療機器等法施行令第四十五条第一項の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付 二千九百二十円

九十八 医薬品医療機器等法施行令第四十六条第一項の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付 二千九百五十円

九十九 医薬品医療機器等法施行令第五十五条において準用する医薬品医療機器等法施行令第三十七条の九第一項の規定による医療機器の修理業の許可証の書換え交付 二千九百二十円

百 医薬品医療機器等法施行令第五十五条において準用する医薬品医療機器等法施行令第三十七条の十第一項の規定による医療機器の修理業の許可証の再交付 二千九百五十円

百一 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定による医薬品等の製造販売業の許可の申請に対する審査 次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第一種医薬品（医薬品医療機器等法第四十九条第一項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可 十五万二千二百円

ロ 第二種医薬品（第一種医薬品以外の医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可（ハに掲げるものを除く。） 十三万二千二百円

- ハ 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であつて、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの（以下「薬局製造販売医薬品」という。）の製造販売に係る許可 七千四百三十円
- ニ 医薬品医療機器等法施行令第二十条第二項で定めるもの（以下「GMP対象医薬部外品」という。）を含む医薬部外品の製造販売業の許可 十三万二千二百円
- ホ GMP対象医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売業の許可 五万八千九百五十円
- ヘ 化粧品製造販売業の許可 五万八千九百五十円
- 百二 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第十二条第四項の規定による医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第一種医薬品の製造販売業の許可の更新 十三万八千五百五十円
- ロ 第二種医薬品の製造販売業の許可の更新 十一万五千五百十円
- ハ 薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の更新 四万六千三百十円
- ニ GMP対象医薬部外品を含む医薬部外品の製造販売業の許可の更新 十一万五千五百十円
- ホ GMP対象医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売業の許可の更新 四万七千四百十円
- ヘ 化粧品製造販売業の許可の更新 四万七千四百十円
- 百三 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定による医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査 次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第二十五条第一項第三号に規定する製造業の許可 九万二百円
- ロ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第一項第四号に規定する製造業の許可 八万五千二百円
- ハ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第一項第五号に規定する製造業の許可 四万七千七百五十円
- ニ 薬局製造販売医薬品の製造に係る許可 一万千一百十円
- ホ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第二項第一号に規定する製造業の許可 四万四千九百五十円
- ヘ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第二項第二号に規定する製造業の許可 四万五千円
- ト 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第二項第三号に規定する製造業の許可 三万三千六百五十円
- チ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第三項第一号に規定する製造業の許可 四万五十円
- リ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第三項第二号に規定する製造業の許可 三万三千六百五十円

百五十円

百四 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第十三条第四項の規定による医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査 次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第一項第三号に規定する製造業の許可の更新 五万  
千十円

ロ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第一項第四号に規定する製造業の許可の更新 四万  
八千三百十円

ハ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第一項第五号に規定する製造業の許可の更新 二万  
四千三百六十円

ニ 薬局製造販売医薬品の製造に係る許可の更新 五千九百六十円

ホ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第二項第一号に規定する製造業の許可の更新 二万  
六千三百七十円

ヘ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第二項第二号に規定する製造業の許可の更新 二万  
五千四百七十円

ト 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第二項第三号に規定する製造業の許可の更新 二万  
四千三百六十円

チ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第三項第一号に規定する製造業の許可の更新 二万  
五千四百七十円

リ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第三項第二号に規定する製造業の許可の更新 二万  
四千三百六十円

百五 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第十三条第八項の規定による許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第一項第三号に規定する製造業の許可の区分に係る  
変更又は追加の許可 八万三千三百七十円

ロ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第一項第四号に規定する製造業の許可の区分に係る  
変更又は追加の許可 七万七千三百六十円

ハ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第一項第五号に規定する製造業の許可の区分に係る  
変更又は追加の許可 四万千六百円

ニ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第二項第一号に規定する製造業の許可の区分に係る  
変更又は追加の許可 三万九千四百九十円

ホ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第二項第二号に規定する製造業の許可の区分に係る  
変更又は追加の許可 三万五千九百九十円

ヘ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第二項第三号に規定する製造業の許可の区分に係る

- 変更又は追加の許可 三万九百八十円
- ト 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第三項第一号に規定する製造業の許可の区分に係る変更又は追加の許可 三万五千九百九十円
- チ 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第三項第二号に規定する製造業の許可の区分に係る変更又は追加の許可 三万九百八十円
- 百六 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第十三条の二の二第一項の規定による医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査 次に掲げる登録の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 医薬品に係る登録 四万七千七百五十円
  - ロ 医薬部外品に係る登録 三万三千六百五十円
  - ハ 化粧品に係る登録 三万三千六百五十円
- 百七 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第十三条の二の二第二項の規定による医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査 二万四千二百五十円
- 百八 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第十四条第一項の規定による承認の申請に対する審査 次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 医療用医薬品の製造販売の承認（ロ及びハに掲げるものを除く。） 二十一万三千百円
  - ロ 日本薬局方に収められている医薬品の製造販売の承認（ハに掲げるものを除く。） 五万三千二百円
  - ハ 薬局製造許可に係る医薬品の製造販売の承認 九十円
  - ニ イからハまでに掲げる医薬品以外の医薬品の製造販売の承認 八万七千百円
  - ホ 医薬部外品の製造販売の承認 五万三千三百円
- 百九 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第十四条第七項の規定による適合性の調査 次の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けようとするとき 次の区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (1) 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第一項第三号に規定するもの（以下「無菌医薬品」という。）に係るもの 一品目につき七万千円
    - (2) 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第一項第四号に規定するもの（以下「一般医薬品」という。）に係るもの 一品目につき五万三千円
    - (3) 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第一項第五号に規定するもの（以下「医薬品の包装等」という。）に係るもの 一品目につき二万四千円
    - (4) 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第二項第一号に規定するもの（以下「無菌医薬部外品」という。）に係るもの 一品目につき七万千円
    - (5) 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第二項第二号に規定するもの（以下「一般医薬部

外品」という。)に係るもの 一品目につき五万三千円

(6) 医薬品医療機器等法施行規則第二十五条第二項第三号に規定するもの(以下「医薬部外品の包装等」という。)に係るもの 一品目につき二万四千元

(7) 医薬品医療機器等法施行規則第三十四条の三第一項に規定する医薬品の保管のみ(以下「特定保管」という。)に係るもの 一品目につき二万四千元

(8) 医薬品医療機器等法施行規則第三十四条の三第一項に規定する医薬部外品の特定保管に係るもの 一品目につき二万四千元

(9) 医薬品の試験検査を製造所以外の施設(以下「外部試験機関」という。)において行うものに係るもの 一品目につき二万四千元

(10) 医薬部外品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 一品目につき二万四千元

ロ 医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受け、五年を経過しようとするとき 次の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 無菌医薬品に係るもの 十二万八千元と三千元に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

(2) 一般医薬品に係るもの 十万五千元と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

(3) 医薬品の包装等に係るもの 五万六千元と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

(4) 無菌医薬部外品に係るもの 十二万八千元と三千元に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

(5) 一般医薬部外品に係るもの 十万五千元と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

(6) 医薬部外品の包装等に係るもの 五万六千元と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

(7) 医薬品の特定保管に係るもの 五万六千元と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

(8) 医薬部外品の特定保管に係るもの 五万六千元と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

(9) 医薬品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 五万六千元と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

(10) 医薬部外品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 五万六千元と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

百十 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第十四条第九項の規定による適合性の調査 次の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 無菌医薬品に係るもの 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- ロ 一般医薬品に係るもの 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- ハ 医薬品の包装等に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- ニ 無菌医薬部外品に係るもの 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- ホ 一般医薬部外品に係るもの 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- ヘ 医薬部外品の包装等に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- ト 医薬品の特定保管に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- チ 医薬部外品の特定保管に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- リ 医薬品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- ヌ 医薬部外品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- 百十一 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第十四条第十五項の規定による承認事項の変更の承認の申請に対する審査 次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 医療用医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認（ロ及びハに掲げるものを除く。） 十万八千三百五十円
  - ロ 日本薬局方に収められている医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認（ハに掲げるものを除く。） 一万二千四百八十円
  - ハ 薬局製造許可に係る医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認 九十円
  - ニ イからハまでに掲げる医薬品以外の医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認 三万五千百十円
  - ホ 医薬部外品の製造販売の承認事項の変更の承認 二万三千百九十円
- 百十二 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第十四条の二第一項の規定による医薬品等の製造工程の区分ごとの適合性の調査 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生労働省令第十七号）第二条に基づく次の区分に応じ、それ

それぞれに定める額

イ 無菌医薬品の製造工程を次に掲げる種類別に細分した区分

- (1) 無菌原薬を製造する区分 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額と一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額
  - (2) 最終滅菌法により、無菌製剤を製造する区分 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額と一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額
  - (3) 無菌操作法により、無菌製剤を製造する区分 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額と一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額
- ロ 一般医薬品の製造工程を次に掲げる種類別に細分した区分

- (1) 原薬（②に掲げる医薬品等を除く。以下同じ。）を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

- (2) 原薬（生薬を原料とする医薬品等に限る。以下「生薬原薬」という。）を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

- (3) 生薬製剤（主として生薬を原料とする製剤をいう。以下同じ。）を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

- (4) 固形製剤を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

- (5) 半固形製剤を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

- (6) 液剤を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

ハ 医薬品の包装等のみを行う区分 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と五千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

ニ 無菌医薬部外品の製造工程を次に掲げる種類別に細分した区分

- (1) 無菌原薬を製造する区分 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額と一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額
- (2) 最終滅菌法により、無菌製剤を製造する区分 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額と一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

- (3) 無菌操作法により、無菌製剤を製造する区分 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額と一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

ホ 一般医薬部外品の製造工程を次に掲げる種類別に細分した区分

- (1) 原薬を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円

に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(2) 生薬原薬を製造する区分 十万五千元と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八

千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(3) 生薬製剤を製造する区分 十万五千元と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八

千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(4) 固形製剤を製造する区分 十万五千元と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八

千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(5) 半固形製剤を製造する区分 十万五千元と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と

八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(6) 液剤を製造する区分 十万五千元と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円

に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

へ 医薬部外品の包装等のみを行う区分 五万六千元と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た

額と五千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

ト 医薬品の特定保管のみを行う区分 五万六千元と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額

と五千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

チ 医薬部外品の特定保管のみを行う区分 五万六千元と五百円に調査に係る品目数を乗じて得

た額と五千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

百十三 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第十四条の七の二

第三項の規定による適合性の確認 次の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 無菌医薬品に係るもの 一品目につき七万七千円

ロ 一般医薬品に係るもの 一品目につき五万三千元

ハ 医薬品の包装等に係るもの 一品目につき二万四千元

ニ 無菌医薬部外品に係るもの 一品目につき七万七千円

ホ 一般医薬部外品に係るもの 一品目につき五万三千元

ヘ 医薬部外品の包装等に係るもの 一品目につき二万四千元

ト 医薬品の特定保管に係るもの 一品目につき二万四千元

チ 医薬部外品の特定保管に係るもの 一品目につき二万四千元

リ 医薬品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 一品目につき二万四千元

ヌ 医薬部外品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 一品目につき二万四千

円

百十四 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第二十三条の二第

一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査 次に

掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第一種医療機器（医薬品医療機器等法第二条第五項に規定する高度管理医療機器をいう。以

下同じ。）の製造販売業の許可 十五万二千三百六十円

- ロ 第二種医療機器（医薬品医療機器等法第二条第六項に規定する管理医療機器をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可 十三万三千二百三十円
- ハ 第三種医療機器（医薬品医療機器等法第七条に規定する一般医療機器をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可 九万五千九百六十円
- ニ 体外診断用医薬品の製造販売業の許可 十三万三千二百三十円
- 百十五 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第二十三条の二第四項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 第一種医療機器の製造販売業の更新 十四万六千二百円
  - ロ 第二種医療機器の製造販売業の許可の更新 十二万三千三十円
  - ハ 第三種医療機器の製造販売業の許可の更新 七万七千八十円
  - ニ 体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新 十二万三千三十円
- 百十六 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査 三万七千九百三十円
- 百十七 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第三項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対する審査 二万八千五百八十円
- 百十八 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第二十三条の二の第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査 十五万三千三百六十円
- 百十九 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第二十三条の二の第四項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 十三万九千二百七十円
- 百二十 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定による医療機器の修理業の許可の申請に対する審査 七万三千三百七十円
- 百二十一 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第四十条の二第四項の規定による医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査 四万九千七十円
- 百二十二 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第四十条の二第七項の規定による医療機器の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 一万八千七百七十円
- 百二十三 医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定に基づく医薬品医療機器等法第八十条第一項の規定による適合性の調査 次の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 医薬品医療機器等法施行令第二十条第一項に規定する医薬品又は同条第二項に規定する医薬部外品を輸出するため製造しようとするとき 次の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 無菌医薬品に係るもの 一品目につき七万千円
- (2) 一般医薬品に係るもの 一品目につき五万三千円
- (3) 医薬品の包装等に係るもの 一品目につき二万四千円
- (4) 無菌医薬部外品に係るもの 一品目につき七万千円
- (5) 一般医薬部外品に係るもの 一品目につき五万三千円
- (6) 医薬部外品の包装等に係るもの 一品目につき二万四千円
- (7) 医薬品の特定保管に係るもの 一品目につき二万四千円
- (8) 医薬部外品の特定保管に係るもの 一品目につき二万四千円
- (9) 医薬品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 一品目につき二万四千円
- (10) 医薬部外品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 一品目につき二万四千円

ロ 医薬品医療機器等法施行令第二十条第一項に規定する医薬品又は同条第二項に規定する医薬部外品の輸出のための製造を開始し、五年を経過しようとするとき 次の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 無菌医薬品に係るもの 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- (2) 一般医薬品に係るもの 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- (3) 医薬品の包装等に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- (4) 無菌医薬部外品に係るもの 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- (5) 一般医薬部外品に係るもの 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- (6) 医薬部外品の包装等に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- (7) 医薬品の特定保管に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- (8) 医薬部外品の特定保管に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- (9) 医薬品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- (10) 医薬部外品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

百二十四 医薬品医療機器等法施行規則第一百五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の

- 書換え交付 二千五十円
- 百二十五 医薬品医療機器等法施行規則第百五十九条の十二第一項の規定による販売従事登録証の再交付 二千九百五十円
- 百二十六 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第三条の規定による製菓衛生師免許の申請に対する審査 五千七百円
- 百二十七 製菓衛生師法第四条第一項の規定による製菓衛生師試験の実施 九千五百六十円
- 百二十八 製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）第五条第一項の規定による製菓衛生師免許証の書換え交付 二千九百円
- 百二十九 製菓衛生師法施行令第六条第一項の規定による製菓衛生師免許証の再交付 三千五百四十円
- 百三十 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号。以下この号において「法」という。）第十二条の二第二項の規定による事業の登録の申請に対する審査 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 建築物清掃業（法第十二条の二第二項第一号に掲げる事業をいう。） 三万五千百三十円
- ロ 建築物空気環境測定業（法第十二条の二第二項第二号に掲げる事業をいう。） 三万五千百三十円
- ハ 建築物空気調和用ダクト清掃業（法第十二条の二第二項第三号に掲げる事業をいう。） 三万五千百三十円
- ニ 建築物飲料水水質検査業（法第十二条の二第二項第四号に掲げる事業をいう。） 三万五千百三十円
- ホ 建築物飲料水貯水槽清掃業（法第十二条の二第二項第五号に掲げる事業をいう。） 三万五千百三十円
- ヘ 建築物排水管清掃業（法第十二条の二第二項第六号に掲げる事業をいう。） 三万五千百三十円
- ト 建築物ねずみ昆虫等防除業（法第十二条の二第二項第七号に掲げる事業をいう。） 三万五千百三十円
- チ 建築物環境衛生総合管理業（法第十二条の二第二項第八号に掲げる事業をいう。） 四万六千八十円
- 百三十一 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項の規定による第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査 一万五千三百円
- 百三十二 動物の愛護及び管理に関する法律第十三条第一項の規定による第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査 一万五千三百円
- 百三十三 動物の愛護及び管理に関する法律第二十二条第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施 千五百五十円
- 百三十四 動物の愛護及び管理に関する法律第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保

- 管の許可の申請に対する審査 一万四千四百五十円
- 百三十五 動物の愛護及び管理に関する法律第二十八条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査 九千五百円
- 百三十六 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第二条第六項の規定による第一種動物取扱業の登録証の再交付 二千円
- 百三十七 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第十五条第六項（同令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付 一千円
- 百三十八 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和五十八年法律第八十三号）附則第五条第六項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十二条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第八条第二項の規定による診療エックス線技師免許証の再交付 四千三百円
- 百三十九 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令（昭和五十九年政令第二百八十六号）附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第三条第一項の規定による診療エックス線技師免許証の書換え交付 三千八百円
- 百四十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第三条の規定による食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査 二万百円
- 百四十一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 一万八百九十円
- 百四十二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定による食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査 十五万三千三百六十円
- 百四十三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定による講習会の登録の申請に対する審査 九万七百二十円
- 百四十四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第一項から第三項までの規定による食鳥検査 一羽につき三円。ただし、日曜日、知事が別に定める土曜日以外の土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日に行うものにあつては、一羽につき四円
- 百四十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第一項の規定による確認規程の認定の申請に対する審査 五千六百円
- 百四十六 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第二項の規定による確認規程の変更の認定の申請に対する審査 二千四百円
- 百四十七 母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）第一条第一項の規定による受胎調節実地指導員指定証の交付 四千百十円
- 百四十八 母体保護法施行令第一条第二項の規定による受胎調節実地指導員標識の交付 三千二百円

百四十九 母体保護法施行令第三条の規定による受胎調節実地指導員指定証の訂正 二千四百三十円

百五十 母体保護法施行令第五条の規定による受胎調節実地指導員指定証の再交付 二千九百十円

百五十一 母体保護法施行令第五条の規定による受胎調節実地指導員標識の再交付 二千六百十円

(手数料の納付方法)

第三条 前条各号に掲げる事務に係る手数料は、申請書又は願書に、相当額の岡山県収入証紙を貼って納めなければならない。

(指定試験機関等)

第四条 法令の定めるところにより知事が第二条第六十号又は第百四十四号に掲げる事務を特定の者(以下この条において「指定試験機関等」という。)に行わせることとしたときは、当該各号に掲げる事務に係る手数料を納めるべき者は、当該指定試験機関等の定めるところにより、当該各号に定める額の手数を当該指定試験機関等に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。

(手数料の減免)

第五条 知事は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(手数料の還付)

第六条 既納の手数は、還付しない。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第七条 偽りその他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。

(その他)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十一号

岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十八条第一項の規定により、子ども・福祉部の分掌する事務に係る手数料の徴収については、別に条例で定めるものを除くほか、この条

例の定めるところによる。

(手数料の徴収)

第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の八第二項の規定による保育士試験の実施 一万二千七百円

二 児童福祉法第十八条の十八第三項の規定による保育士の登録の申請に対する審査 四千二百円

三 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十七条第一項の規定による保育士登録証の書換え交付 千六百元

四 児童福祉法施行令第十八条第一項の規定による保育士登録証の再交付 千円

五 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の十一の二第一項の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 二千四百円

六 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の実施 九千二百二十円

七 介護保険法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員の登録 千六百元

八 介護保険法第六十九条の三の規定による介護支援専門員の登録の移転の申請に対する審査 千二百三十円

九 介護保険法第六十九条の七第一項及び第五項の規定による介護支援専門員証の交付の申請に対する審査 二千六百六十円

十 介護保険法第六十九条の八第一項の規定による介護支援専門員証の有効期間の更新の申請に対する審査 二千七百六十円

十一 介護保険法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査 六万四千三百五十円

十二 介護保険法第九十四条第二項の規定による介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 三万四千十円

十三 介護保険法第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可の申請に対する審査 六万四千三百五十円

十四 介護保険法第七十七条第二項の規定による介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 三万三千五百二十円

十五 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百三十三条の二十三第一項の規定による介護支援専門員証の書換え交付 二千七百七十円

十六 介護保険法施行規則第一百三十三条の二十五第一項の規定による介護支援専門員証の再交付 三千三百八十円

(手数料の納付方法)

第三条 前条各号に掲げる事務に係る手数料は、申請書又は願書に、相当額の岡山県収入証紙を貼つて納めなければならない。ただし、同条第二号から第四号までに掲げる事務に係る手数料については、別に定めるところによるものとする。

(指定試験機関)

第四条 法令の定めるところにより知事が第二条第一号又は第五号に掲げる事務を特定の者(以下この条において「指定試験機関」という。)に行わせることとしたときは、当該各号に掲げる事務に係る手数料を納めるべき者は、当該指定試験機関の定めるところにより、当該各号に定める額の手数を当該指定試験機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

(手数料の減免)

第五条 知事は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(手数料の還付)

第六条 既納の手数は、還付しない。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第七条 偽りその他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。

(その他)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十二号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第二条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を次のように改

正する。

第六条第一項中「この条」の下に「、第十二条」を加える。

第六条の二の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第六条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する児童福祉施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第六条の四 児童福祉施設は、児童の児童福祉施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、児童の降車の際に、前項に規定する方法に加え、当該ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を用いて児童の所在の確認を行わなければならない。

第九条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、利用者の居室及び各施設に特有の設備並びに利用者への保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第十二条の前に見出しとして「(業務継続計画の策定等)」を付し、同条を次のように改める。

第十二条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十二条の二の見出しを削る。

第十三条第二項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第十六条、第二十九条、第三十七条、第四十八条、第五十八条及び第六十七条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第八十一条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

10 第九条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第八十七条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させる場合において、当該障害児の支援に支障がないときに限り、当該障害児の支援に直接従事する職員については、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

第八十七条に次の一項を加える。

2 第九条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させる場合において、当該障害児の支援に支障がないときに限り、当該障害児の支援に直接従事する職員については、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

第九十二条及び第百条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第九条を削り、附則第八条を附則第九条とし、附則第七条を附則第八条とする。

附則第六条の前の見出しを削り、同条を附則第七条とし、同条の前の見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第五条中「前二条又は附則第九条」を「前三条」に改め、同条を附則第六条とし、附則第四条を附則第五条とし、附則第三条を附則第四条とする。

附則第二条の次に次の一条を加える。

第三条 第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（以下「新条例」という。）第六条の三（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3 新条例第六条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて同項に規定する自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項のブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十六年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「から第十二条まで」を、「第十一条」に改め、同項の表中第十二条の項を削る。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十三号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号及び第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を

加える。

9 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させる場合において、当該障害児の支援に支障がないときに限り、当該障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させる場合において、当該障害児の支援に支障がないときに限り、当該障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

第二十四条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四十一条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第四十一条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する指定児童発達支援事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行なうものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第四十一条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の指定児童発達支援事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれがないと認められるものを除く。）を日常

的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、障害児の降車の際に、前項に規定する方法に加え、当該ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を用いて障害児の所在の確認を行わなければならない。

#### 第四十七条を次のように改める。

#### 第四十七条 削除

第五十五条の二の四中「第十二条」の下に「及び第四十七条」を加える。

第五十五条の二の五に次の一項を加える。

- 3 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させる場合において、当該障害児の支援に支障がないときに限り、当該障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

第五十五条の五中「、第四十七条」を削る。

第五十七条に次の一項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させる場合において、当該障害児の支援に支障がないときに限り、当該障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

第六十一条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十五条中「から第四十八条まで」を「から第四十六条まで、第四十八条」に改める。

- 第七十二条の十二及び第八十条中「第三十九条の二」の下に「、第四十一条の二、第四十一条の三第一項」を加える。

第八十三条第五項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

#### 附則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四十七条、第五十五条の二の四、第五十五条の五及び第六十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第四十一条の二（新条例第五十五条の二の四、第五十五条の五、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十二及び第八十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第四十一条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

- 3 新条例第四十一条の三第二項（新条例第五十五条の二の四、第五十五条の五、第六十五条、第七

十二条、第七十二条の二及び第七十二条の四において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）において新条例第四十一条の三第二項に規定する自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項のブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第十四号

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号、第十八条第四項及び第三十二条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十八条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第三十八条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する指定福祉型障害児入所施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第三十八条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の指定福祉型障害児入所施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車

の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確  
認しなければならない。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第五十八条中「から第四十五条まで」を「から第四十三条まで、第四十五条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四十四条及び第五十八条の改正規定は、  
公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の児童福祉法  
に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「新条例」とい  
う。）第三十八条の二（新条例第五十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、  
新条例第三十八条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条  
第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十五号

貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還免除に関する条例（昭和四十一年岡山県条例第七号）の一部を次のように改正する。  
第五条第一項第一号中「第二十一条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十六号

岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例

岡山県ふぐ処理等規制条例（平成二十七年岡山県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。  
第十九条第一項第二号中「一万五千五百六十円」を「一万五千七百五十円」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十七号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中第十一項を第十三項とし、第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の二項を加える。

8 認定こども園は、子どもの通園、認定こども園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

9 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、子どもの降車の際に、前項に規定する方法に加え、当該ブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を用いて子どもの所在の確認を行わなければならない。

附則第二項の前の見出し中「配置」を「配置等」に改める。

附則第六項の表に次のように加える。

附則第六項	第四条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	-----------------------------------	------

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 第四条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）において、改正後の第九条第九項に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同項のブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

岡山県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十八号

岡山県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

岡山県子ども・子育て会議条例（平成二十五年岡山県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十九号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十六年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「、第十一条」を「から第十二条まで」に改め、同項の表第十一条の項の次に次のように加える。

第十二条第一項	利用者に対する支援の提供
	園児の教育（就学前保育等推進法第二条第八項の教育をいう。以下同じ。）及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）

第十七条第一項の表第二十條第一項の項中「（就学前保育等推進法第二条第八項の教育をいう。以下同じ。）及び（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同表第四十九條の項中「園長」を「就学前保育等推進法第十四條第一項の園長」に改め、同條第二項中「同條本文」を「同條第一項」に、「同條ただし書」を「同條第二項」に改め、「便所」との下に「、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」とを加える。

附則第十一項中「前二項」を「附則第九項から第十一項まで」に、「又は知事」を「、知事」に、「をもって」を「又は看護師等をもって」に、「並びに知事」を「、知事」に、「の総数」を「並びに看護師等の総数」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十項の次に次の二項を加える。

- 11 第五条第三項の表備考一に規定する者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考一に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十号

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表分析機器の項中

「走査電子顕微鏡分析システム 一時間につき 一〇、六三〇円」を

試験機器の項中

走査電子顕微鏡分析システム	一時間につき	一〇、六三〇円
粒度分布測定装置	一時間につき	二、〇四〇円
炭素・硫黄分析装置	一時間につき	四、〇一〇円

に改め、同表

動弾性率測定装置	一時間につき	二、二二〇円
熱電特性評価装置	八時間につき	六五、八八〇円

を

動弾性率測定装置	一時間につき	二、二二〇円
----------	--------	--------

に、

細孔分布測定装置	一時間につき	六、〇六〇円
----------	--------	--------

を

細孔分布測定装置	一時間につき	六、〇六〇円
熱間クリープ試験装置	八時間につき	一六、八四〇円

に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岡山県農林水産総合センター条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十一号

岡山県農林水産総合センター条例等の一部を改正する等の条例

(岡山県農林水産総合センター条例の一部改正)

第一条 岡山県農林水産総合センター条例(平成二十二年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「飼料の分析」を「牛の受精卵の雌雄判別」に改める。

別表第二畜産研究所の項中

飼料の分析	一成分につき	六〇〇円
牛の受精卵の雌雄判別	一卵につき	九、八四〇円
牛の受精卵の雌雄判別	一卵につき	九、八四〇円

を

に改める。

(岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県農林水産関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第七十一号を削る。

(岡山県飼料検定条例の廃止)

令和5年3月20日 岡山県公報 号外

第三条 岡山県飼料検定条例（昭和五十二年岡山県条例第十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岡山県道路路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第二十二号

岡山県道路路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

岡山県道路路占用料等徴収条例（昭和四十三年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

占用物件	単位					占 用 物 件 の 所 在 地				
	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
法第三十二條 第一種電柱	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一、九〇〇円	八〇〇円	五七〇円	四八〇円	四三〇円
第一種電柱	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	二、九〇〇円	一、二〇〇円	八七〇円	七三〇円	六七〇円
第二種電柱	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	三、九〇〇円	一、七〇〇円	一、二〇〇円	九九〇円	九〇〇円
第三種電柱	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一、七〇〇円	七一〇円	五一〇円	四三〇円	三九〇円
第一種電話柱	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一、七〇〇円	七一〇円	八一〇円	六八〇円	六二〇円
第二種電話柱	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	二、七〇〇円	一、一〇〇円	八一〇円	六八〇円	六二〇円
第三種電話柱	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	三、七〇〇円	一、六〇〇円	一、一〇〇円	九四〇円	八五〇円
その他の柱類	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一七〇円	七一円	五一円	四三円	三九円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一米メートルにつき一年	長さ一米メートルにつき一年	長さ一米メートルにつき一年	長さ一米メートルにつき一年	長さ一米メートルにつき一年	一七円	七円	五円	四円	四円
地下に設ける電線その他の線類	長さ一米メートルにつき一年	長さ一米メートルにつき一年	長さ一米メートルにつき一年	長さ一米メートルにつき一年	長さ一米メートルにつき一年	一〇円	四円	三円	三円	二円
路上に設ける変圧器	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一、六〇〇円	七〇〇円	四九〇円	四二〇円	三八〇円
地下に設ける変圧器	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一、〇〇〇円	四三〇円	三〇〇円	二六〇円	二三〇円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	三、四〇〇円	一、四〇〇円	一、〇〇〇円	八五〇円	七八〇円
郵便差出箱及び信書便差出箱	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	一、四〇〇円	六〇〇円	四二〇円	三六〇円	三三〇円
広告塔	表示面	表示面	表示面	表示面	表示面	三〇、〇〇〇円	四、八〇〇円	一、八〇〇円	八七〇円	五九〇円



令和5年3月20日 岡山県公報 号外

七幕 七条第四	祭礼、縁 日その他	その他 のもの	旗ざお	標識	看板（ア） （昭和二十七年政令 第四百七十九号以下「令」 と「う。」） 第七号に掲げる物件		その他のもの	法第三十二條第一項第四号に掲げる施設			法第三十二條第一項第四号に掲げる施設			その他のもの	に設 けるもの
					表示面 積一平方 メートルに つき一 年	表示面 積一平方 メートルに つき一 年		占用面 積一平方 メートルに つき一 年	地下街及 び地下室 の階数が二 階以上のもの	上空に設ける 通路	地下に設ける 通路	その他のもの	階数が三 以上のもの		
三〇〇円	四八円	一八円	三、〇〇〇円	二、七〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円
四八円	四八〇円	一八〇円	四八〇円	一、一〇〇円	四、八〇〇円	四八〇円	四八〇円	四八〇円	一、五〇〇円	二、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円
一八円	一八〇円	一八〇円	一八〇円	八二〇円	一、八〇〇円	一八〇円	一八〇円	一八〇円	五四〇円	九〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
九円	八七円	九円	八七円	六八〇円	八七〇円	八七円	八七円	八七円	二六〇円	四三〇円	八五〇円	八五〇円	八五〇円	八五〇円	八五〇円
六円	五九円	六円	五九円	六二〇円	五九〇円	五九円	五九円	五九円	一八〇円	二九〇円	七八〇円	七八〇円	七八〇円	七八〇円	七八〇円





許可を受けている占有物件に係る占有料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に占有料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十四号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 建築基準法第五十二条第六項第三号の規定による建築物の床面積の不算入に係る認定の

申請に対する審査 二万七千八百二十円

第二条第一項第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 建築基準法第五十五条第三項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 十六万七千五百八十円

第二条第一項第二十一号中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第四項各号」に改め、同項第四十号中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、「掲げる」の下に「当該新築又は増築等に係る」を加え、「(一敷地内認定建築物を除く。ロにおいて同じ。)」を削り、同項第四十号の三中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る」に改め、「掲げる」の下に「当該新築又は増築等に係る」を加え、「(一敷地内許可建築物を除く。ロにおいて同じ。)」を削り、同項第九十七号イ(1)中「四千五百円」を「四千五百五十円」に改め、同号ロ(1)中「三万三千三百円」を「三万三千六百七十円」に改める。

別表第九中「四千五百円」を「四千五百五十円」に、「九千円」を「九千二百円」に、「一万五千七百円」を「一万五千八百七十円」に、「二万六千三百円」を「二万六千三百九十円」に、「四万三千八百円」を「四万四千二百九十円」に、「七万八千五百円」を「七万九千三百八十円」に、「十二万四千円」を「十二万五千四百円」に、「十五万七千円」を「十五万八千七百七十円」に、「十六万七千円」を「十六万八千八百八十円」に改める。

別表第十中「三万三千三百円」を「三万三千六百七十円」に、「六万七千四百円」を「六万八千六百円」に、「九万四千九百円」を「九万五千九百七十円」に、「十三万三千円」を「十三万四千五百円」に、「十九万千円」を「十九万三千五百円」に、「二十七万五千円」を「二十七万八千円」に、「三十七万二千円」を「三十七万六千二百円」に、「四十八万八千円」を「四十九万三千五百円」に、「五十七万三千円」を「五十七万九千四百七十円」に改める。

別表第十一中「九千円」を「九千二百円」に、「二万六千三百円」を「二万六千三百九十円」に、「七

万八千五百円」を「七万九千三百八十円」に、「十二万四千円」を「十二万五千四百円」に、「十五万七千円」を「十五万八千七百七十円」に、「十九万六千円」を「十九万八千二百十円」に改める。

別表第十二中「十万六千円」を「十万七千九百九十円」に、「十七万六千円」を「十七万七千九百八十円」に、「二十七万四千円」を「二十七万七千九十円」に、「三十五万二千円」を「三十五万五千九百七十円」に、「四十二万千円」を「四十二万五千七百五十円」に、「四十九万円」を「四十九万五千五百三十円」に改める。

別表第十三中「九千百円」を「九千二百円」に、「一万六千円」を「一万六千八百八十円」に、「二万六千百円」を「二万六千三百九十円」に、「七万八千五百円」を「七万九千三百八十円」に、「十二万四千円」を「十二万五千四百円」に、「十五万七千円」を「十五万八千七百七十円」に、「十九万六千円」を「十九万八千二百十円」に改める。

別表第十四中「二十三万五千円」を「二十三万七千六百五十円」に、「二十九万三千円」を「二十九万六千三百十円」に、「三十七万五千円」を「三十七万九千二百三十円」に、「五十三万四千円」を「五十四万三千円」に、「六十五万六千円」を「六十六万三千四百十円」に、「七十七万三千円」を「七十八万七千三百十円」に、「八十八万二千円」を「八十九万九千六百十円」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岡山県収入証紙条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十五号

岡山県収入証紙条例を廃止する等の条例

(岡山県収入証紙条例の廃止)

第一条 岡山県収入証紙条例(昭和三十九年岡山県条例第二十一号)は、廃止する。

(岡山県証明事務手数料条例の一部改正)

第二条 岡山県証明事務手数料条例(昭和三十一年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「納付手続」を「還付」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(岡山県総務関係手数料徴収条例の一部改正)

第三条 岡山県総務関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

る。

第三条を削る。

第四条第一項中「第二条第七号」を「前条第七号」に改め、同条を第三条とする。

第五条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

(岡山県税条例の一部改正)

第四条 岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「狩猟税納付書に狩猟税額に相当する岡山県収入証紙をはつて」を「知事が別に定める書類を提出し、狩猟税額に相当する現金を」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により現金の納付を受けたときは、知事は、同項に規定する書類に納税済印を押印するものとする。

(岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部改正)

第五条 岡山県県民生活関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第二条の規定による改正前の岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部改正)

第六条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(令和五年岡山県条例第六号)附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第二条の規定による改正前の岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

(岡山県公害紛争処理条例の一部改正)

第七条 岡山県公害紛争処理条例(昭和四十五年岡山県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項を削り、同条第四項中「と変更前の申請書等にはられた岡山県収入証紙の額との差額に相当する額の岡山県収入証紙を同条の書面にはつて」を「から変更前の価額につき納付すべき手数料の額を控除した額を」に改め、同項を同条第三項とする。

(岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部改正)

第八条 岡山県環境文化関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

(浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部改正)

第九条 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(昭和六十年岡山県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とする。

(岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部改正)

第十条 岡山県保健医療関係手数料徴収条例(令和五年岡山県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「第二条第六十号」を「前条第六十号」に改め、同条を第三条とする。

第五条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

(岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例の一部改正)

第十一条 岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例(令和五年岡山県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「第二条第一号」を「前条第一号」に改め、同条を第三条とする。

第五条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

(岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第十二条 岡山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十三年岡山県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、

同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

(岡山県ふぐ処理等規制条例の一部改正)

第十三条 岡山県ふぐ処理等規制条例(平成二十七年岡山県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とする。

(岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部改正)

第十四条 岡山県産業労働関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「第二条第十二号」を「前条第十二号」に改め、同条を第三条とする。

第五条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

(岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部改正)

第十五条 岡山県計量法関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条第一項中「第二条」を「前条」に改め、同条を第三条とする。

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第六条とする。

第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

(岡山県職業訓練関係手数料徴収条例の一部改正)

第十六条 岡山県職業訓練関係手数料徴収条例(昭和三十四年岡山県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「納付方法等」を「還付」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(岡山県立職業能力開発校条例の一部改正)

第十七条 岡山県立職業能力開発校条例(昭和四十四年岡山県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項を削る。

(岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部改正)

第十八条 岡山県農林水産関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

(岡山県農林水産総合センター条例の一部改正)

第十九条 岡山県農林水産総合センター条例(平成二十二年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「以下この条」を「次項」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(岡山県蜜蜂転飼条例の一部改正)

第二十条 岡山県蜜蜂転飼条例(昭和二十五年岡山県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項を削る。

(岡山県営と畜場条例の一部改正)

第二十一条 岡山県営と畜場条例(昭和三十七年岡山県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第二十二条 岡山県家畜保健衛生所条例(昭和三十九年岡山県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「納付方法等」を「返還」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(岡山県畜産関係講習手数料徴収条例の一部改正)

第二十三条 岡山県畜産関係講習手数料徴収条例(昭和六十二年岡山県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「納付方法等」を「返還」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第二十四条 岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条第一項中「第二条第一項第四十七号」を「前条第一項第四十七号」に改め、同条第二項中

「第二条第一項第四十八号」を「前条第一項第四十八号」に改め、同条を第三条とする。  
第五条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

（岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第五条の規定による改正前の岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正）

**第二十五条** 岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例（令和五年岡山県条例第五号）附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第五条の規定による改正前の岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条第一項中「第二条第一項第四十七号」を「前条第一項第四十七号」に改め、同条第二項中「第二項第一項第四十八号」を「前条第一項第四十八号」に改め、同条を第三条とする。

第五条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

（岡山県特殊車両通行許可申請手数料条例の一部改正）

**第二十六条** 岡山県特殊車両通行許可申請手数料条例（昭和四十七年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に、「及び納付方法」を「等」に改める。

第三条の見出し中「納付方法等」を「還付」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（岡山県屋外広告物条例の一部改正）

**第二十七条** 岡山県屋外広告物条例（昭和四十一年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の十八第一項中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

（岡山県収入証紙等特別会計条例の一部改正）

**第二十八条** 岡山県収入証紙等特別会計条例（昭和三十九年岡山県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山県証紙代金収納計器特別会計条例

第一条中「岡山県収入証紙及び」を削る。

第二条中「、収入証紙売りさばき代金」を削る。

（岡山県立学校入学選抜手数料、入学金、進級料及び各種証明手数料徴収条例の一部改正）

**第二十九条** 岡山県立学校入学選抜手数料、入学金、進級料及び各種証明手数料徴収条例（昭和二十四年岡山県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を削り、第七条を第五条とする。

（岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部改正）

第三十条 岡山県立学校施設使用料徴収条例（昭和二十六年岡山県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

（岡山県教育関係手数料徴収条例の一部改正）

第三十一条 岡山県教育関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

（岡山県警察関係手数料徴収条例の一部改正）

第三十二条 岡山県警察関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

#### 附則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十八条中岡山県収入証紙等特別会計条例第二条の改正規定 令和六年四月一日

二 第二十八条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和十一年四月一日

（岡山県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた申請その他の行為に係る使用料又は手数料については、施行日から令和六年三月三十一日までの間、なお従前の例により第一条の規定による廃止前の岡山県収入証紙条例（以下「旧証紙条例」という。）第四条第一項の規定により売りさばきを受けた岡山県収入証紙（旧証紙条例附則第二項の規定により旧証紙条例により発行した岡山県収入証紙とみなされるものを含み、消印された岡山県収入証紙及び著しく汚染し、又は毀損した岡山県収入証紙を除く。以下「売りさばき済証紙」という。）により納付することができる。

3 売りさばき済証紙を保有する者は、施行日から令和十年九月三十日までの間に限り、これを県に返還して、当該売りさばき済証紙の額面金額に相当する金額の還付を受けることができる。

4 施行日前に旧証紙条例第五条第一項の規定により売りさばき人の指定を受けた者は、旧証紙条例第四条第二項の規定により県から買い受けた岡山県収入証紙（同条第一項の規定により売りさばいた岡山県収入証紙並びに消印された岡山県収入証紙及び著しく汚損され、又は毀損した岡山県収入証紙を除く。）を、施行日以後遅滞なく県に返還しなければならない。この場合において、県は、令和十年九月三十日までに当該返還をした者に対し、当該証紙の額面金額に相当する金額から当該証紙の額面金額に相当する金額に規則で定める率を乗じて得た額を控除した金額を還付するものとする。

（岡山県税条例の一部改正に伴う経過措置）

5 第四条の規定による改正後の岡山県税条例第百六十六条の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に

係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。  
(規則への委任)

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十六号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ 地方自治法施行令第五百十八条の規定による徴収又は収納の事務及び同令第五百十八条の規定による収納の事務の委託に関する業務(ルに掲げる業務を除く。)のうち、知事が別に定めるもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県費負担教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十七号

岡山県費負担教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第一条 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和三十一年岡山県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条(見出しを含む。)中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第三条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第七条第一項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第八条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表第一の備考1中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第二中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

(岡山県職員等定数条例の一部改正)

第二条 岡山県職員等定数条例(昭和四十四年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号中

「小学校 五、〇四二人  
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。） を  
「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 二、六八八人  
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を 五、〇四二人  
含む。） に改める。  
二、六八八人」

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例の一部改正）

第三条 次に掲げる条例の規定中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

一 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第六十一号）第二条第一項

二 岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成十八年岡山県条例第六十四号）第九条第一項

（岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第四条 次に掲げる条例の規定中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

一 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡山県条例第四十四号）別表の備考三

二 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例（令和元年岡山県条例第四十五号）別表の備考三

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（調整規定）

2 第二条及び岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例（令和五年岡山県条例第三号）による岡山県職員等定数条例の改正については、同条例は、第二条によってまず改正され、次いで岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例によって改正されるものとする。

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十八号

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例

岡山県警察職員定員条例（昭和三十二年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「四四六人」を「四五〇人」に改める。

附則第二項を削る。

附則第三項中「平成三十六年四月一日」を「令和六年四月一日」に改め、同項を附則第二項とする。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十九号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県警察関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十三号の八の次に次の二号を加える。

三十三の九 道路交通法第七十五条の十二第一項の規定による特定自動運行の許可の申請に対する

審査 七万九千二百円

三十三の十 道路交通法第七十五条の十六第一項の規定による特定自動運行計画の変更の許可の申

請に対する審査 七万八千五百円

第二条第一項第五十二号イ及びニ中「六百八十円」を「七百三十円」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務のうち岡山市が処理することとしている事務から、同法に基づく充填の許可等に関する事務であって指定都市が処理することとされたものを除くこととする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県部等設置条例の一部を改正する条例について  
子ども関連施策の推進、感染症対策の強化、地域医療体制の整備等の保健医療の分野及び子ども・福祉の分野において、より専門性を持つて的確に対応するため、保健福祉部を分割し、保健医療部及び子ども・福祉部を設置する等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例について  
事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改めるものである。

◎ 岡山県債権管理条例の一部を改正する条例について  
民事訴訟法の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例について  
宅地造成等規制法の一部改正により、宅地造成等工事規制区域の指定制度が新たに設けられること等に鑑み、岡山県県土保全条例の適用除外の規定を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
旅券法の一部改正に鑑み、知事の権限に属する事務のうち各市町村が処理することとしている事務に同法に基づく現有旅券の確認等に関する事務を加える等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
温泉法に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県希少野生動植物保護条例の一部を改正する条例について  
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正に鑑み、指定希少野生動植物の定義を改めたものである。

◎ 岡山県立美術館条例及び岡山県立博物館条例の一部を改正する条例について  
県有施設におけるキャッシュレス決済への対応を図るため、岡山県立美術館条例の料金の納付等に関する規定を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県保健医療関係手数料徴収条例について  
保健医療部を新たに設置することに伴い、保健医療部の分掌に係る手数料の徴収に關し必要な事項を定めるものである。

◎ 岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例について  
子ども・福祉部を新たに設置することに伴い、子ども・福祉部の分掌に係る手数料の徴収に關し必要な事項を定めるものである。

◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
児童福祉施設の設備及び運営に關する基準の一部改正等に鑑み、児童福祉施設の安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の児童の所在の確認の基準を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に關する基準の一部改正等に鑑み、指定障害児通所支援事業者等の安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の障害児の所在の確認の基準を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に關する基準の一部改正等に鑑み、指定障害児入所施設等の安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の障害児の所在の確認の基準を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 貸付金の返還免除に關する条例の一部を改正する条例について  
地域保健法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例について  
ふぐ処理師試験の実施に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該試験を受けようとする者に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、認定こども園の自動車を運行する場合の子どもの所在の確認の基準を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について  
子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。
- ◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の業務継続計画の策定等の基準を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例について  
岡山県岡山セラミックスセンターの分析機器及び試験機器の設置に鑑み、その利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県農林水産総合センター条例等の一部を改正する等の条例について  
飼料等に対する一般的な認識の向上及び製造業者の自主管理の進展等に鑑み、飼料の分析に係る手数料を廃止する等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について  
道路法施行令の一部改正に鑑み、道路の占用料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例について  
県立都市公園の円滑な管理運営を図るため、都市公園の占用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
建築基準法の一部改正に鑑み、住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分の床面積の不算入に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県収入証紙条例を廃止する等の条例について  
岡山県収入証紙制度を廃止することにより、収納方法の多様化を図り、もって県民等の利便性の向上に資するため、岡山県収入証紙条例を廃止する等所要の改正を行うものである。
- ◎ 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について  
収入に係る事務の円滑な遂行を図るため、長期継続契約を締結することができる契約に、地方自治法施行令の規定により委託することができることとされている徴収又は収納の委託に関する業務のうち、知事が別に定めるものに係る契約を加える等所要の改正を行ったものである。
- ◎ 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について  
義務教育学校が美咲町に設置されることに伴い、規定の整備を行うものである。
- ◎ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例について  
最近の治安情勢に対処するため、警察官以外の職員を増員し、定員を改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
道路交通法の一部改正により特定自動運行の許可の制度が導入されることに伴い、当該許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に鑑み、重点整備地区における信号機に関する基準を改めるものである。